

2011年7月25日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター
(東京都新宿区三栄町6 小椋ビル402)
代表 千葉 茂

全国労働安全衛生センター連絡会議
メンタルヘルス・ハラスメント対策局
(横浜市鶴見区豊岡町20-9
サンコーポ豊岡505)
事務局 川本 浩之

要 請 書

貴職の日ごろのご活躍に敬意を表します。

現在、厚生労働省におかれましては、「精神障害の労災認定の基準」の見直しのための「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」が開催され、すでに7回が終了しています。また専門検討会の下に「セクシャルハラスメント事案に係る分科会」設けられ、「報告書」が提出されています。

私たちは7回の検討会を傍聴してきましたが、そのなかで論議されることについて以下のように要請します。

記

- 1、現行の「判断指針」では、「仕事の量・質の変化」（勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた）という項目しかなく、恒常的な長時間労働そのものが心理的負荷として認められていない。

これまでの議論で、今回改正されることになったセクハラが強姦や強制わいせつと同様の「特別な出来事」として、3週間で120時間を超えるような長時間労働はそれだけで心理的負荷の強度が「強」となる方向性が決まったが、恒常的な長時間労働については意見が分かれている。

ある委員は、月に120時間以上の時間外労働をとまなう長時間労働は労災になるのではないかと述べている。一方で、100時間でも他に出来事があれば、それとの兼ね合いで労災にしてもよいのではないかと言う意見を述べている委員も多い。また、10

0時間か120時間かといった数字については、ストレス評価の調査などを元にさらに議論が進められている。

一方で、ある委員は、長時間労働を特別扱いして評価することによりかなり強く抵抗を示している。

2、このような経過の中で、私たちは、長時間労働そのものを、「仕事の量・質の変化」ではない心理的負荷の出来事として認めることを改めて要請する。

例えば、大阪樟蔭女子大学大学院夏目誠教授らによる調査「ストレス評価に関する調査研究」においては、「1か月に100時間以上、120時間未満の時間外労働（休日労働を含む）を行った」は平均ストレス点数が5.8となっている。

時間外労働については、労働基準法で制限がないということで強制されても我慢したり、諦めたり、「会社人間」となって疑問を持たないために「ストレスも感じなくなっ

てしまっている」という状況もある。この状況は調査結果には現れにくい。実際には心身が受けているストレスはかなり大きなものがあり、みな何らかの体調不良をきたしている。すでに「長時間にわたる過重な労働」は「疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因」と「過重労働による健康障害防止のための総合対策」でも位置付けられており、長時間労働そのものの心理的負荷強度は大きいものがあることは議論の余地がない。

3、上記のような労働者が置かれている実態を鑑みた時、「1か月に100時間以上の時間外労働（休日労働を含む）を行った」の心理的負荷強度を「Ⅲ」にするよう要請する。

4、長時間労働の実態に即した認定基準を作成するために、「セクシャルハラスメント事案に係る分科会」と同じように、特別分科会を設置し、委員には実際に労災認定された被災者を支援する団体等からの代表を選任することを要請する。

以上